

現代政治試論

鈴木 宜 則 *
(2008 年 10 月 30 日 受理)

An Essay on Modern Politics

SUZUKI Yoshinori

序

本論文は、筆者の政治に関する考えの現状の概要を示す事を目的としている。したがって、ここでは、ほとんど引用はせず、ただ筆者の見解のみを明らかにするに留める。但し、筆者が日本人という特徴を持っているため、どうしても日本の事が中心と成らざるを得ない事を、予めお断りしておく。

第 1 章 人間観

政治学が対象とする人間像は、民主的な社会でも、主として平均的な人間である。したがって、彼らは、関心の多少に応じて自分の利益を考え、様々な経路を通じてこれを実現しようとする。少々道徳的に後ろめたい事や言い訳もする。無論、政治にほとんど関心を示さないいわゆる政治的無関心層が存在する。また、直接的、間接的に政治に関わり、そうする事によって大なり小なり政治的決定に関与する言わば準政治的人間がいる。これに属するのは、例えば、行政官僚や諸圧力団体・利益団体、報道機関である。これに対して、自分の主義・主張に近い政党に所属し、自分やその支持者ないし国民のために政策を実現・批判し、政治権力を維持ないし獲得しようとする者の代表が、政治家である。彼らは、一般市民とは異なり、権力指向性が強い政治的人間である。換言すれば、彼らは、党内であれ政党間であれ闘争的である。つまり、党内では、より影響力のある地位である幹部を目指し（政権党であれば、議院内閣制の国なら、閣僚や首相を含む。また、大統領制を採用している国では、大統領や内閣的なものを構成するその側近）、政党間では、特に選挙の際に、政権党になることを目指して、合法的な（現実には際どいものであるが）ありとあらゆる手段に訴えるのである。選挙の際重要な役割を果たすのが、特定の支持政党を持たない、いわゆる無党派層である。彼らが投票するか否か、また、どの程度投票するかが選挙結果に大き

* 鹿児島大学教育学部 教授

な影響を与えるからである。無論、この図式には国や地域によって差がある。この現象は、政治家からの距離感や無力感、価値観の流動性、諸問題の複雑化、国内政治と国際政治の関係の分かり難さなどが関係している。

しかしながら、政治とは、意外に簡単なものである。諸集団には大なり小なり広義の政治現象が見られる。国政次元の政治も、それほど複雑なものではない。政党間、なかんずく政権党と反対党の対立、各党内での政策集団やいわゆる派閥間の抗争、これに官僚や諸利益集団・圧力団体が絡む。重大な問題で、妨害や脅迫を恐れず、個人で発言する知識人もいるが、これを支持する普通の市民が少なければ、改革は成し遂げられない。通常は、少々の悪政や政党幹部の暴言があっても、これを余り問題にせず、自分達の生存に関わる問題が起きた時に、彼らは初めて行動を起こす。例えば、不要な熊本県の川辺ダムの阻止運動や高知県の四万十川のそれが成功した数少ない例である。しかしながら、政府の飴と鞭による対応によって、通常、事は沈静化する。民主政治を本当には知らない多くの日本人の場合、議員定数の不均衡や少々の増税にも沈黙する。一人一票の原則が破られてもである。

第2章 社会観

日本の社会は、中根千枝が指摘しているように、変化は相当見られるが、未だに縦社会である。特に、官僚の世界はそうである。彼らには、一般市民には政治や行政の事は分からないという、いわゆる愚民観がある。これは、彼らが霞ヶ関という狭い世界にどっぷりと浸かっているからである。政権党の諸政治家が各種情報と政策を彼らに頼っている事が、彼らと政治家の責任を曖昧にし、違憲の疑いの強い諸法案を通してしまう土壤がある。彼らは、勤務時間中に、任意団体に、その義務もない政権党の政策部会に参加し、情報と知恵を受ける。これは、れっきとした国家公務員法違反である(例えば、第101条第1項)。つまり、日本の政治の現状は、政治と行政が癒着し、反対党は、国政に関する十分な情報を得ていないのである。したがって、議論が十分にかみ合わず、政策の競争と妥協が、実現し難いのである。この点、国政上重要な情報は、少なくとも、第1反対党にも知らせる英国に学ぶべきである。

現在、職業が、生きていくための手段であり、何よりも、社会に貢献しているという誇りが持てない社会になっている。臨時雇用や派遣社員と正規の社員の格差は、この国の人間関係も経済力も崩壊しつつある。また、地域や学校の崩壊も起こり、犯罪に巻き込まれている人を見ても、何もしない人達も増えている。警察による犯罪者の検挙率も下がっている。子育ての条件が整っていないために、いわゆる少子化が進み、異国の人を雇わなければ社会が機能なくなってしまった。いわゆるシングル・マザーやワーキング・プアと呼ばれる人達や、公園や路上で生活している人々も増えて来ている。これは、企業の責任でもあるが、日本と世界の経済の実状を知っている政権党、特に、その幹部と高級官僚、経営者の責任は、極めて重い。諸職業の仕事の従事者、

特に、その幹部が、あるべき規準を守らず、様々な悲惨な事故を引き起こしている。安全より利益を優先して来た結果である。

これらの事は、日本人が職業や地域社会の一員であるという当たり前のことが、十分に自覚していないためである。要するに、個が確立していないのである。一風変わった人間を軽視し、多数者に与する事なかれ主義が、その原因である。実は、歴史上、奇人や変人と呼ばれてきた人達が世界を豊かにし、未知の世界を切り開いてきた事を忘れるべきではない。彼らこそ大事にされてしかるべき人々なのである。個を確立するためには、自分や他者、故人の経験（書物など）に学ぶ事が肝要である。事故や事件、戦争の原因を徹底的に調べ、自分の頭で思索し、何を為すべきかを考えて行動する事である。より豊かな人は、内外の貧しい人達に対して、或いは個人として、或いは団体として、或いは国として援助の手を差し伸べるべきである。

第3章 政治観

まず、アメリカ一辺倒の外交を改める必要がある。何よりも、国際政治では、安全保障条約を結んでいるアメリカ合衆国の目を気にしないで、公平な立場を堅持する事である。国連総会や安全保障理事会等の同意を取り付けた上で、アメリカ合衆国に日米安全保障条約の破棄を通告し、本来、憲法で軍隊を持たない国だからこそできる事がある。れっきとした軍隊である、現在の自衛隊なるものを廃止し、その規模を縮小した上で、内外で活躍する災害予防救助隊に再編し、ODAに多額の経費を拠出する事こそが、憲法と現実との矛盾を解決し、各国から賞讃される国になる道であろう。そうすれば、長い間、米軍の蛮行や諸犯罪に苦しめられながらも、主に沖縄に強いてきた米運基地を無くす事が出来るのである。これは、現政権ではできない事である。都市化が進み、大量破壊兵器を持つ国が多数と成ってしまった今日では、もはや戦争などできないのである。

制度の変更も、考えたい。例えば、現在の町村長や議会の無能ぶりに鑑みて、現行地方自治法第94条で、「町村は、条例で、第89条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。」と定めているのだから、成人が夜に集まって直接民主主義を、議員達の反対を押し切れれば、すぐにでも採用できる。外に、情報公開権や首長や議員の解職請求権も活用できる。地方分権も進めたい事である。地方に大幅な権限と財源を与え、国政は、国民生活の最低基準作りや外交に専念するべきである。天皇一家が住んでいる膨大な敷地は、東京都民達の憩いの場とし、前者は、国会近くの適正規模の家に住む事を検討できないだろうか。彼らの仕事の内容を考えれば、現在のような敷地は、不要である。また、昭和天皇の戦争責任も明らかにしたい。丸山真男が言うまでもなく、戦争直後に彼の法的、道義的責任を問わなかった事に、その後の日本の無責任体制が出来上がったからである。現在発覚している諸業界の不祥事は、この事と関係がないとは言い切れない。皇太子始めその娘まで「様」と読んで、大きく報道して

いるマスコミにも重大な責任がある。彼らと我々との間にどれだけの違いがあるというのであろうか。

また、本来、各選挙区の人口ないし有権者は、同等の投票価値を持つべきである。それが困難な場合でも、現在のように、最大選挙区と最小選挙区の間が原則2倍以内というのでは不公平であり、本来1対1に限りなく近づけるべきであるが、精々全選挙区を0.75～1.25の範囲以内に留めるべきである。人口の少ない地方には、問題の違う議員定数ではなく、政策で対応するべきである。日本の場合、この問題を解決して来なかった事と最高裁判所を政権党に有利な保守的構成にしてきた事、諸審議会を政権党に有利な構成にして来た事に、悪政と政権交代がなされなかった事の制度的根源がある。木下順二や森 有正、丸山真男らが指摘して来たように、古来変化を嫌い、外来の諸制度を日本化して来たこの国で、政権交代という欧米では当たり前の事が実現する事は、現状より悪くなる可能性を恐れる人達が多い現状では、極めて難しい。しかし、それを恐れない市民が増えている事もまた事実である。筆者は、彼らに掛けたいと思う。

同じ政権が長く続くと腐敗や圧政が日常化するものである事は、歴史が証明している。選挙の際は、これまでの実績（日本の場合、極めて乏しい。）を重視するか、それとも、未来に掛けるかに別れるが、後者の政策が実現不可能である場合以外、後者に掛けたいものである。政権交代がなされれば、沖縄の問題に限らず、諸国、特にアメリカ合州国との密約や、内政でも、隠された様々な不祥事が国民の前にさらけだされるはずである。投票するに当たっては、これまでの諸政党の得票数だけでなく、諸政策が実現したか、不祥事がどれだけあったのかなどをファイルにして保存しておき、投票の際の参考資料にするのが、民主国家（私は、ルソーや森有正が述べているように、あり得ないと思うが、民主国家に可能な限り近づける。）の構成員の責務である。不投票者は、政権党を利する行為をしているのだから、これが悪政や不祥事を起こした場合、彼らにも責任を取って貰う必要がある。例えば、市役所や町村役場の掲示板に、次回の選挙まで名前を公表するなどして。

第4章 政治機構

ここでは、望ましい政治機構を考えてみたい。日本の場合、「解散権は首相の専権事項だ」と言う政治家や評論家がいるが、これは、不正確である。解散権は、内閣に有るのである（日憲第69条）。できるとすれば、反対する閣僚を更迭するなり（第68条第2項）、自分が兼務するしか方法はない。この場合、憲法第69条の定め方を精読すれば、総辞職が、原則である（「内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。」なお、内閣の解散権について誤解があるので、これを正しておきたい。政界や言論界は、7条説を採用しているが、これは、誤りである。マッカーサー率いるGHQが指摘して、69条で解散した事が正しい解釈である。第7条第4号は、「内閣

の助言と承認により、左の国事に関する行為を行ふ。」(第7条第1号)を根拠にしているが、形式的なものを除き、全て他の憲法条文で規定している事である。政治的なことは、「内閣の助言と承認」ではできないのである。

ただ、この場合、問題がある。総選挙で問題にされなかった重要事項や政界の再編が起こった場合にどうするかである。これは、政権党と反対党とで知恵を絞ることである。

また、内閣の構成を少なくとも70人程度の政治家で構成し、可能な限り官僚には政策の決定には関与させない事である。無論、国会での答弁は政治家が行い、官僚には禁止しなければならない。彼らの仕事は、求められれば、政府や反対党に資料を提供し、複数の選択肢を示す事である。

第5章 官僚制

官僚機構も改革するべきである。事務次官会議やそれ以外の同期に入省した者が独立行政法人や民間の関連会社の幹部になる事(いわゆる天下り)を改め、諸官庁のどこかで仕事を続け、定年まで官庁に留まるべきである。更に、1官庁に留まるだけでなく、多くの官庁の仕事に従事する事である。その意味で、官僚の採用試験も、より良く、また、より透明なものに改めるべきである。その上、官僚の地方出向(若いのに課長や課長補佐ではなく)は、廃止するべきである。もし民情を知るために出向するなら、若い内に地方の実状が分かる部署に就けるべきである。これが、最近起っている様々な不祥事と関係がないか、検証する必要もある。

地方官庁の改革も急務である。大分県の教員採用試験に代表されるように、政治家や教育委員会の幹部の口利きで採用された例は少なくないのではなからうか。特に、地方の小規模自治体の場合、これが顕著であるように思われる。これは、大分県だけの問題ではないはずである。よくこうした事例を耳にするからである。不正な成績操作のために、自分をその立場に置いて、将来を犠牲にされた真面目に努力して来た人の事をよくよく考えたいものである。試験問題や採点の結果、解答例も公表するべきである。主観的な要素が入る所には、第三者も関与するべきである。

なお、学部時代に合格した学生が、大学院へ進学し、その後、何回受けても不合格というのは、不条理である。せめて、1次試験を免除する位の度量を示したいものである。彼らが、学問を中心に広く、深く学んで来たのだから、いわゆる受験勉強に多くの時間を割く事はできないからである。私事に亘るが、筆者の院生で、当時の社会科教育専修の院生の中で、最優秀の修士論文を書き、同様な経験をした者がいる。彼は、郵便局の臨時雇用者として働いており、40歳になる現在でも、薄給のため未だに結婚もできないでいる。

中央官庁から来て知事や政令指定都市の首長になる例も、少なくない。地方の政党組織が不完全だからと言って、複数の主義・主張が異なる諸政党が、いわゆる相乗りするというのは、どういう事か。幾つかの例外を除いて、通常、中央官庁から出馬した知事候補が政権党寄りである事は、明白ではないか。彼らは、中央官庁から無駄な補助金を取得したり、政策的に縛られたりするの

は、当然である。住民の意志を聞くと言う事は稀である。いわゆるガス抜きのために形式的な住民との意見交換会なるものを行うに過ぎない。無論、彼らには、大胆な改革など期待できない。

第6章 司法制度

司法を扱うのは、無論、裁判所である。しかし、日本の裁判所は、政治的な問題については、司法消極主義を採用して来た。自衛隊が、訴訟になった時には、統治行為論なるものを持ち出して来て、門前払いを食らわせるし、定数不均衡の訴訟が起こされても、最高裁判所の多数派は、違憲状態に有ることは認めながらも、これまで国会で制定した法律が無効となり、国民生活が混乱する事を理由に適切な判決を下さないで来た。これが、政権党が長く続いてきた最大の理由である。これは、最高裁の判事を内閣が決める事ができる(憲法第79条第1項)ためである。つまり、時の内閣は、最高裁を自政権に有利な構成にする事ができるからである。

また、法務省の裁判官に対する締め付けも認められる。革新的な者を判事から排除したり、遠方へ派遣したりして、憲法で保障されている裁判官の独立(第76条第3項)が危ういものになっている。一般社会で働いた経験のない者が、十全な判決を下せるとは思われない。裁判員制度を導入する前に改革すべき事は、山ほど有る。目先を変えただけでは、誤審や冤罪が起こるのは当然である。筆者が大学院生時代に調べた限りでは、警察官と検察官の言い分を疑わずに受け入れていた例が、少なくなかった。代用監獄の問題もあるが、警察官や検察官の強引且つ卑劣な取り調べも、禁止すべきである。その意味でも、取り調べの完全可視化は、当然である。代用監獄も、廃止すべきである。取り調べに弁護士を同席させ、その状況を録音したり、ビデオカメラに収める事も、有効であろう。

大体、起訴された被告人のほとんどが有罪に成ると言う事は、異常である。検察官側が被告人に有利な証拠を隠すというのは、国家的犯罪である。被告人とその家族を奈落の底に突き落として、平然としていられるのは、公平な人間とは言えまい。これに対して、犯罪者の検挙率が低いというのは、どうしたことか。この埋め合わせとして有罪判決を異常に多く出すのだとすれば、もってのほかである。そこで検察官にも、できれば、多くの警察官にも実社会の現状を体験させるべきである。一般常識を学んで貰うためである。これは、教員、特に、大学教員にも当てはまる事である。

第7章 地方自治

一国の政治の原則は、地方でできる事は、最も身近な市町村である自治体に任せるべきである。19-20世紀の政治思想家であったジェームズ・ブライスが述べたように、「地方自治は、民主主義の学校である」。先にも述べたように、国政は、生活の最低基準の決定や金融政策、外交

等に専念すべきである。地方自治法第1条は、次のように定めている。すなわち、「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」と。しかし、残念ながら、自治体の議員や首長の選挙の投票率は、一部の離島を除き、低いのが実状である。マスコミの世界や芸能界で有名だった人が当選する事も、珍しくない。現在では、職業政治家と有名人の垣根は大分低く成って来た。これは、それだけ政治家が信用されていない事の現れである。知事に中央の高級官僚が成る事にも問題がある。彼らが、地方の実状をよく知らないからである。地方の政治家に求められるのは、自治体内の諸問題を適切に解決すると同時に、自治体間の広域に亘る問題を協議する事によって、諸問題の解決に道筋を付ける事である。こうした仕事を忘れて、各種の行事や慶弔時に顔を出し、次の選挙に備える政治家がいかにも多い事か。私事に亘るが、教え子の結婚披露宴の私より上座に、議員の娘さんが座っている事も、珍らしくない。現職に有利な事前運動や戸別訪問が公職選挙法で禁じられているが、これは、議員の立場を利用した立派な事前運動ないし戸別訪問である。これらの有名無実化した規定は、事実の問題としてだけでなく、理論的にも廃止すべきである。第1、現行公職選挙法には、欠陥が多すぎる。多額な供託金、選挙期間の短さ、立会演説会の廃止、選挙運動の細かい制限などが、これである。また、選挙権を自動的に与えるのではなく、英国などで採用されている登録制に変え、選挙資格も、思い切って18歳以上にしてみてもどうか。

第8章 市民運動

市民運動は、政治や行政に不足している所を補うために立ち上げられたものである。これは、不当表示の諸食料、耐震強度不足の建築物、ごみ処理場、原子力発電所の用地、ダム問題、不当な補助金の支給、政治家や官僚、諸団体幹部の汚職、財政政策の失敗などが起こった時に、起こるものである。したがって、市民運動や住民運動は、政治や行政の行き届かない点を問題にし、解決を求める運動である。当然、この運動には熱心な指導的な人々がいるものである。

しかしながら、これが成功する例は少ない。その理由は、決定権を持つ首長のかたくなな態度や一般市民が、行政側があの手この手（お金や利権）を活用して、切り崩されるからである。住民側に、賛成派と反対派の溝を深めたくないという思惑も働く。その結果、残るのは、数名の本格的な活動家、言い換えれば、知識人である。これでは、民主主義は成り立たない。

したがって、こうした硬骨の人々をいかにして涵養するかが、重要な問題となる。家庭・学校・地域社会・職場などで、これを試みる人が増えない事には問題の解決にはつながらない。すなわち、民主主義とは、少なくとも有権者の過半数が、自分で物事に関心を持ち、重大事は、自ら調べ、その上で、結論を出して行動する事が必要条件だからである。大学の教員の中にほとんど選挙に

行ったことがない者もいるが、自分の専門だけを教えているだけでは、大学人とは言えまい。研究者同士の学問的な交流だけでなく、時事問題について論じ合う事も必要である。それが、学生の政治意識を高める事につながれば一石二鳥である。ここにこそ、一般教養の大切さが有る。これを解体した当時の文部省の責任は、重大であり、これに乗った各国立大学執行部のそれも極めて重い。

このままでは、日本だけでなく、地球全体が減びる時期が間近に迫っている。これに気付かない人々は、幸せである。危機を意識せずにこの世から離れられるからである。現状を踏まえ、一般市民に警鐘を鳴らし続けるのが、知識人の役割である。恐らく彼らからは、嫌われるだろうが、...

第9章 世界政治

世界の政治も、問題点が多い。南北問題やいわゆる先発国と後発国、第1世界と第3・第4世界の格差と対立、地球の温暖化に対する姿勢の違い、内戦や大国による理由なき武力攻撃、核拡散の例外を認める超大国、無情にも隣国に侵攻する元超大国、冷戦の再来を思わせる諸事件等々、数え上げれば切りがないほど世界には問題が山積している。にも拘わらず国連は、ほとんど無力である。また、国際的な紛争が起こった場合には、第3国による仲裁という方法もあるが、紛争当事国がこの国を信頼していなければ、採用されない。そこで、国際司法裁判所が考えられるが、一方がこれを拒否すれば、これも意味をなさない。

有力な政治家の選択や病氣・死は、大きな混乱をもたらす。例えば、日本の場合、石橋湛山が真面目すぎて、大学の式典に出席して発病し、その後辞職したために、岸 信助内閣が成立して強引な議会運営をしたために、国益を失ったと言える。また、大平正芳首相が選挙期間中に急死したために、同情を買って自民党が大勝した事もある。更に、アメリカ合衆国の場合、8年余り前の選挙で、事もあろうか、民主党員が作った投票用紙の不具合のため、フロリダ州の票が加算されず、ゴア民主党候補が共和党のブッシュ候補に敗れてしまった。もしあの時ゴア政権になっていれば、イラク戦争などという愚かな選択はしなかった可能性があるのである。

ヨハン・ガルトゥングのような「超越法」という考え方もあるが、これは、未だに多くの人々から賛同を得ていないのが、実状である。こうした国際紛争の場合、優越した国、豊かな国が譲るべきである。

地球の危機を前にして、今は、多少の事で争っている時期ではないのである。これには、国連や国際的な知識人（重大な事件が起こった時には、できれば現場に駆け付け、資料を詳細に分析して、その結果を公表し、反対や脅迫に屈せず、極力慎重に行動しつつも、結果的に命を失っても良いという立場に立てる人）の役割が重要になる。こうした先駆的な人々が連絡を取り合ったり、集まったりして一般市民に明確なメッセージを送るべきである。しかし、こうした知識人は

少ない。特に、日本にはほとんどいないのが、難点である。では、彼らをどう育てるかを考えなければならぬ。子供の頃から、家庭や学校、地域社会、何よりも住んでいる国が努力すべきである。国が当てにならなければ（普通、実際そうなのであるが）、知識人達がそうした雰囲気を出さなければならぬ。富や権力、名誉を求める人よりそうする人こそが、大事にされてしかるべきである事。

ここで、世界政治の将来像を考えておきたい。理想を言えば、世界政府ないし地球政府を構築する事である。連邦政府と言っても良い。例えば、これを二院制とし、第一院は、代議院とする。これは、有権者全員による投票によって選任された代議員によって構成される。但し、各国の中には、投票を組織する諸国が存在する事に鑑みて、世界政府の監視団を全国家に派遣する。第二院は、例えば、修正院とでも呼ぶべき院である。これは、人口1千万未満の国に1名、それ以上の国には、人口に比例した人数を割り当てる。但し、人口数に応じて一定の条件を付ける。前者の主たる任務は、人類共通の諸問題を解決する事である。後者のそれは、第一院の暴走、例えば、人口が多数の国々が、自分達に都合の良い決定をする事に歯止めを掛ける事である。また、この政府には、大統領ないし首相職を置き、内閣も構成する。ただし、少数派や少数民族の基本的な人権も保障する。

無論、この構想は、一挙にできるものではないから、田中 浩が主張するように、EUのような圏を幾つか作り、それらが連合して（新版『国家と人間』、岩波書店、2008年、237頁）、やがて機が熟した時に国際連合国にする事が現実的であろう。

第10章 政治と人間

アリストテレスによれば、人間は、政治的存在である。すなわち、人間は、自分が住んでいる国なり地域の運営に携わるべきである。これが市民の責任であり、義務である。これを怠れば、どういう事になるかは、歴史が証明している。この意味で、各国に広まっている政治的無関心、特に、若い世代の無関心は、将来に禍根を残すであろう。選挙は、数パーセントが上下するだけで、その結果が大きく異なることを肝に銘じたいものである。この意味でも、選挙権の登録制を採用するべきである。

政治家以外に、政治に関わる人々には、幾つかの類型がある。政治にはほとんど関心を示さず、他の仕事や芸術に専念する非政治的人間、過剰に政治に関与しようとする過政治的人間とでも呼ぶべき存在、自分では政治に関与せず、ただ政策のおこぼれを待っている不政治的人間、政治に反感を持つ反政治的人間がこれらである。更に、常時内外の政治の動向に関心を示し、投票だけでなく、市民運動や地域運動にも参加する良識的な政治的人間などがある。彼らが、政治を改革する力になるかもしれない貴重な存在である。

我々日本人の多くは、現代史を学ばず、社会科でも、各分野を別々に習うのが現状である。こ

れでは、民主的な人間は、育たない。教員達は、政治教育を誤解し、県教育委員会や文科省による処分を恐れて、政治教育が、特定の政党を支持したり、反対したりしなければ、何ら問題は無い事を忘れている。

経済対策の遅れもあり、参議院選挙で敗北し、その責任を取って退陣した橋元龍太郎の後継総裁として登場した、小淵恵三が総選挙もせずに、首相となり、理念の異なる自由党や公明党と連立を組み、強い政治理念を持たないために、「真空宰相」と呼ばれ、周辺事態法や、住民基本台帳法、通信傍受法(盗聴法)など、それまで法的根拠のなかった国旗・国歌法という憲法違反の疑いの強い法律を次々と制定していった。しかし、例えば、国旗・国歌法が、その典型的な例である。事実、石原慎太郎知事が率いる東京都などでは、野中広務幹事長代理が国旗・国歌は、強制はしないと発言していたにも拘わらず、実際は強制され、児童・生徒に国旗に頭を垂れ、国歌を立ち上がって歌うように指導しなかった教員や自らこれに従わなかった教員達は、懲戒処分を受けているのが現状である。また、小淵元首相が急病のため、急きよ集まった数名の党幹部だけで、役職を持っていて当然善後策を検討する正式の党役員が加わってしかるべき国会議員[池田行彦総務会長]を排除した正当性のない密議で、正式の党役員会を開かず、青木幹雄官房長官一人が小淵元首相に会って、恐らく話す事さえできなかった小淵元首相が、自分に首相の臨時代理[内閣法第9条]を頼んだ事にして、森喜朗幹事長、野中広務幹事長代理、亀井静香政務調査会長、村上正邦参議院議員会長に青木官房長官が加わった5者会議で、後に神の国発言や、有権者に向かって投票所に足を運ばないで欲しいなどの妄言を吐いた森を自民党総裁=首相に事実上決めた事は、明白な国会法第64条(「内閣は、内閣総理大臣が、欠けたとき、又は辞表を提出したときは、直ちにその旨を両議院に通知しなければならない。」)違反である。更に、野中は、こうした首相としての器量のない森内閣を不信任するべく決起した、それまでは尊敬していた加藤紘一代議士(元加藤派会長)が、民主党などが提出した内閣不信任案を成立させるために動いている事を察知し、加藤派の切り崩しを図った策である。なお、ここにも、熾烈な党内権力闘争という政治現象の一端が認められる。無論、派内の情勢を十分把握していなかった、政治家としての加藤の未熟さもあるが。その上、教育基本法第14条第1項が、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上指導されなければならない。」と規定しているにも拘わらず、政治の現状を生徒達に説明しようとしなくて多くの教員の不作為が、政治の役割やこれまでの歴史を知る事によって、自分が政治にどう関われば良いかを考える機会を奪っているのである。各家庭でも、政治的事件や選挙がある時は、最後は本人に任せるとしても、親子で話し合うべきである。仕事が忙しいというのは、言い訳に過ぎない。なお、これを保証するためにも、企業や役所は、残業などさせず、一家全員が揃って夕食を取る機会を少なくとも週3日は与えるべきである。

第11章 政治思想

ある国の共通の財産になっている政治思想も有れば、個人や集団で共有している政治思想もある。最近では、新自由主義や保守主義、共同体主義などが唱えられている。大まかに言えば、新自由主義は、競争を肯定しつつも、社会的弱者に対して一定の援助を主張するものである。保守主義は、自由な競争を重視し、弱者に対しては余り配慮しない立場である。これに対して、最後の共同体主義は、人間とは元元言語や文化を共有し、純粋な個人としてではなく、共同体、なかならず国家を構成する共通のきずなで結ばれた公的存在として見る立場である。これは、古くは、アリストテレスにまでさかのぼる考えである。したがって、この立場によれば、構成員全員が同質的な市民として国家によって尊重される事になる。

しかし、この場合、個人の自由と国家との関係という点で、諸事項は、慎重に取り扱われなければならない、と筆者は考える。すなわち、個人の世界に国家がどこまで介入できるのかという微妙な問題である。人によって求めるものや拒否するものが異なるからである。無論、最大公約数的なものもある。生存するための諸条件がこれである。これ以外の個人的な諸事項については、各人の自由に任せるべきである。これは、自由主義的な立場と社会民主主義的な立場をどう調整するべきかという問題に収束する。とはいえ、具体的な問題となってくると、中々難しい事である。例えば、思想・良心・表現（言論や出版などを含む）・信仰・結社・集会・集団行動・団体交渉・居住・移転・学問の自由・生活できる最低限の生活の保障・国籍離脱などの基本的な人権は、守られなければならない。しかし、実際は、前に書いたようにこれらが遵守されていないどころか、違憲の法令が制定し続けられているのである。大災害や内戦・戦争の際には、船で鹿児島の外海に逃れる事が、海上保安庁や海上自衛隊によって阻止される事までするとの風聞もある。もしこれが事実だとすれば、戦前同様、国が国民を守らない事を意味する。

第12章 政治の将来

政治の将来像を描く事は、極めて困難である。なぜならば、世界全体としては、先発国と後発国との利害の対立、資源の豊富な国と貧弱な国の格差、いわゆる第一世界と第三・第四世界のそれが顕著であり、核兵器の拡散にも歯止めが掛けられていないからである。日本の中でも、持てる者と持たざる者、正社員と臨時職員、アルバイトとの格差が著しいからである。税制も不公平である。保育施設が整備されていないために、子供が持てなかつたり、そもそも結婚をしなかつたりする人々が増え続けている。地方と中央との対立も、存在する。適切な時期に適切な政策を行使しなかつたために、「失われた10年」などとやゆされる。これには、長期政権党と高級官僚に最大の責任がある。

前にも触れたが、これを可能にしたのが、定数不均衡の是正を怠って来た事と裁判所、特に、

最終決定権を持つ最高裁判所の不作為である。いわゆる司法消極主義と言って、裁判所が事情判決や統治行為論の立場に立って、政治の浄化を忘れ、巨悪を野放しにしてきた責任は重い。これは、最高裁判所の裁判官を事実上、内閣だけで任命できる事（憲法第79条第1項）を悪用し、その構成を適正化せず、公平で中立的な人々を遠ざけてきた事にある。国民審査も、改めるべきである。現状のように、白紙で投票した者を賛成したものと見なす事は、不思議な事である。むしろ、これは、不信任と見なすべきである。その理由は、彼らが積極的に支持の意志を表明しなかったからである。

社会保険庁や農林水産省の不祥事には、あきれかえるばかりである。道路特定財源が暫定的であったにも拘わらず、何十年も続けて来た事は、犯罪的ですらある。すなわち、国家による詐欺罪である。国民が、政府から詐欺に遭ったも同然だからである。

これを野放しにしてきた一般国民にも責任がある。政権党に投票した者、選挙に行かなかった者の責任も軽くはない。そのためにも、自動的に選挙権を与える現行の仕組みを変え、英国や米国の多くの州で採用されている、登録制にした方がより合理的である。初めから投票する気のない者を排除できるからである。

国内では、地方分権を徹底して、権限と財源を自治体に委譲し、国政は全国的な生活水準や労働条件、労賃の最低基準を定め、外交に専念するべきである。選挙区内に道路を造ったり、新幹線の駅を置いたりする事を自慢するような国会議員は、政治家失格である。

結び

以上、政治に関する筆者の考えの概要を述べて来たが、現状は、人類がいつまで生き延びる事ができるかという、正に死線に立たされている。日本国にせよ世界ないし地球にせよである。現実には、木を見て森を見ない状態である。人は、個人として存在するだけでなく、共同体や国、地球の一員として存在するものであることを肝に銘じたいものである。森 有正が『砂漠に向かって』という本の中で書いている（筑摩書房、1967年、217頁）ように、このままでは、人類は、その他の動植物を道連れにして、二百年以内に滅びてしまうであろう。

考え方によっては、その方が宇宙全体にとって望ましい事なのかもしれない。もし他の惑星に高度の知能を持つ生命体が存在すれば、彼らが望ましい惑星なり、宇宙を作ってくれるかもしれないからである。滅びるのが嫌であれば、小異を捨てて大道に付く事であろう。一人一人のささやかな工夫と努力が地球を救えるのであるが、、、

(2008年9月12日 脱稿)